

Gemini Enterprise サービス利用契約書（案）

秋田県知事 鈴木 健太（以下「甲」という。）と●●●株式会社 ●●● ●●● ●●●（以下「乙」という。）は、Gemini Enterprise サービス利用について、次のとおりサービス利用の契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲が、別添「Gemini Enterprise サービス利用調達仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づくサービスを利用する上で、甲及び乙の合意が必要な事項を定めることを目的とする。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和8年6月1日から令和9年3月31日までとする。

（サービス利用料）

第3条 サービス利用料は総額●●●円（うち消費税額及び地方消費税額●●●円）とする。

2 乙は、事業完了後サービス利用についての報告書を甲に提出するものとする。

3 甲は、乙から前項による報告書を受領したときは、速やかに検査確認しなければならない。

4 乙は、前項の検査に合格したときは、甲の定める手続に従ってサービス利用料を甲に請求するものとする。

5 甲は、乙から前項により適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内にサービス利用料を支払うものとする。

6 甲の責に帰すべき事由により前項の期間内にサービス利用料を支払えなかった場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額（計算して求めた額の総額が100円未満のものについてはその総額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（契約保証金）

第4条 （秋田県財務規則第177条による）

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止等）

第6条 乙は、業務の全部を他の者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 業務の一部の処理を他の者に委託し、又は請け負わせる場合においては、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙は、業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（権利の侵害）

第8条 乙は、業務の処理に際して第三者の著作権等の権利を侵害してはならない。

2 業務を処理する上で第三者の著作権等の権利侵害が発生した場合には、乙がその責を負うものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害により必要な経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議の上、決定す

るものとする。

(個人情報保護)

第9条 乙は、業務を処理するに当たっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務の処理方法)

第10条 乙は、仕様書及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、業務を処理するものとする。

(措置請求)

第11条 甲は、業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求内容を検討し、その結果を、請求のあった日から10日以内に、甲に書面で通知しなければならない。

(業務の調査等)

第12条 甲は、必要があると認めたときは、業務の処理状況について随時に調査を行い、又は報告を求めることができるほか、乙が業務を履行する場所等に立ち入ることができるものとする。

2 甲は、前項の調査、報告、立入りの結果、業務の履行に関して改善が必要と認めたときは、乙に対して必要な指示を与えて適正な履行を求めることができるものとする。

(業務内容の変更等)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合において、甲乙協議して本業務の内容を変更することができる。

(1) サービスの利用状況その他の事由により、仕様書等の内容を追加し、又は変更する必要があるとき。

(2) 本サービスの内容の追加、変更等により、所定のサービス利用料等が著しく不相当であると認められるとき。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により本契約に違反したとき。

(3) 第4項に規定する事由によらないで、乙が契約解除の申出をしたとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。この場合において甲は、本契約を解除しようとする30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

4 乙は、甲の責に帰すべき事由により本契約を履行することができないと認められるときは、本契約を解除することができる。

(免責事項)

第15条 前条の規定にかかわらず、乙は、以下の事由により甲に発生した損害につい

ては、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。

(1) 乙に起因しない本サービスの不具合

(2) 甲の設備の障害及び乙の本サービス用設備までの接続サービスの不具合、その他の接続環境の障害

(3) 乙が定めた手続を甲が遵守しないことに起因して発生した障害

(損害賠償)

第16条 乙は、第14条第1項の規定により本契約が解除されたときはサービス利用料10分の1に相当する額の賠償金を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 第14条第2項又は第4項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責に帰すべき事由により委託業務の処理に関し、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前二項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

5 乙は、委託業務の処理に関して第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合には、甲の負担とする。

(契約の費用)

第17条 契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第18条 契約に定めのない事項及び契約に関する疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の処理)

第19条 前条の協議によっても本契約の履行につき紛争が解決できない場合は、甲の所在地を管轄する裁判所で紛争を処理することができる。

(信義誠実の原則)

第20条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

本契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 鈴木健太

乙 ●●●●株式会社 ●●●●
●●●● ●●●●